

秋田県武道協議会規約

第1章 総則

第1条 本会は、秋田県武道協議会という。

第2条 本会は、事務所を秋田県秋田市新屋町字砂奴寄2-2秋田県立武道館内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、本会に加盟する団体の連絡融和を図り、かつ柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた及び銃剣道（以下「各道」という。）を奨励してその精神を高揚し、地域社会における武道の普及振興を図り、もって健全な県民の育成につとめることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 理事総会の開催（年1回）
- (2) 各道の連絡、協調
- (3) 各道の運営改善
- (4) 武道振興に必要な調査研究並びに武道指導者の育成
- (5) 各道が行う行事に対する協力援助
- (6) 武道功労者、武道優良団体及び少年少女武道優良者・団体の表彰
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は、秋田県柔道連盟、秋田県剣道連盟、秋田県弓道連盟、秋田県相撲連盟、秋田県空手道連盟、秋田県合気道連盟、秋田県少林寺拳法連盟、秋田県なぎなた連盟、秋田県銃剣道連盟及び秋田県立武道館で組織する。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 9名（各武道連盟1名）
- (3) 監事 2名

第7条 1. 役員は、理事総会において選任する。
2. 本会の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
3. 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 理事は、理事会を組織し本会の業務を審議決議する。

3. 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 会長は、必要に応じて顧問および参与を委嘱することができる。

第5章 会 議

第10条 1. 定例の理事総会を会計年度終了後1か月以内に1回開催する他、会長が必要に応じて理事会を召集することができる。

2. 理事総会の議長は会長があたる。

第11条 理事総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければならない。但し、委任状のある者は出席者とみなす。

第12条 理事総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 会 計

第13条 本会の経費は下記に掲げるもので支弁する。

(1) 助成金

(2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) その他の収入

第14条 1. 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は総会の議決を経なければならない。

2. 決算は総会の承認を経なければならない。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第16条 1. 本会の事務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

第8章 補 則

第17条 この規約の変更は理事総会の承認を得なければならない。

付 則

この規約は令和5年6月1日から施行する。